



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2017年
3月

平成28年4月、女性活躍推進法が施行されました！

国、地方公共団体、民間事業主が女性の活躍推進に向け積極的に取り組むよう促す「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**」が平成27年8月に成立し、平成28年4月に施行されました。

日本では、職場での女性の活躍は不十分な状況です。長時間労働を前提とする労働環境が根強く、仕事と生活の両立ができずに就業継続やキャリアアップを諦める女性が多くいます。また、役員や管理職などの指導的地位にある女性の割合は諸外国と比べて低い水準です。

女性活躍推進法とは？

同法では、国、地方公共団体、民間事業主へ(1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表を義務づけています。(300人以下の中小企業は努力義務)

女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

筑紫野市も女性活躍推進法に基づき、「特定事業主行動計画」を策定しています。(詳細はHPで公開しています。)

女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

認定基準は、認定は、基準を満たす項目数(①採用②継続就業③労働時間等の働き方④管理職比率⑤多様なキャリアコース)に応じて3段階あり、全ての基準を満たすと**三ツ星**となります。

また、女性の活躍に関する取り組み状況が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク「**えるぼし**」を商品などに付けられるようになりました。女性の活躍の「見える化」が進むことで、企業側も働きやすい職場であることをアピールでき、私たちも女性の活躍の場を身近に知ることができるようになります。

筑紫野市でも女性が活躍している企業はあるかな？「えるぼし」を探してみよう！



4月は、家事参画で男性も活躍！

「お掃除男子！」 ～今さら聞けない？ チャレンジ編～

「春から一人暮らしを始めたけど…」 「夫婦で分担して効率よく家事をこなしたい」
「部屋はいいけど水まわりが苦手…」 そんな今さら聞けないおそうじの悩みを解決します！
お掃除の基礎やコツを男性同士で楽しみながら学んでみませんか？

◆日時：4月22日(土) 14:00～16:00

◆場所：筑紫野市生涯学習センター 3階 学習室6

◆講師：富永 由美さん (ハウスキーピング San)

◆対象：関心のある男性

◆託児：あり (先着5人・要事前予約)

◆申し込み方法：電話で①お名前と②電話番号をお知らせください。

◆申込・問い合わせ先：筑紫野市男女共同参画推進課 TEL (092) 918-1311



<2月セミナー実施報告>

「育ジイ養成講座 (全4回)」 2/3 (金)・2/6 (月)・2/17 (金)・2/24 (金)

健康推進課・高齢者推進課・子育て支援課・公立保育所・男女共同参画推進課の共催によって実施してきた「育ジイ養成講座」も今年でとうとう6年目。

「孫を預かることになるので、世話の仕方を学んでみたい」「地域の子どもたちと関わっていききたい」などさまざまな動機から、今年も「育ジイ」を目指す受講者が集まりました！(ご夫婦での参加もあり)

第1回では、自己紹介やグループワークでこころをほぐし、「それぞれが目指す育ジイの目標」を立てました。第2・3回では、発達段階に応じた乳幼児の世話の仕方を実践的に学び、第4回では、二日市保育所と下見保育所を実際に訪問して、元気いっぱい子どもたちと交流しました。男性も積極的に家庭や地域の子育てに参画していこうとする意識が、筑紫野市の男女共同参画を前進させています。

今年も多く育ジイが誕生しました！



最終日は9名に終了証を授与しました。

「就職サポートセミナー (準備編)」 2/15 (水)・2/22 (水)

自分らしいコミュニケーション～就職に向けての第一歩～



講師：とみなが明子さん

妊娠・出産など機に離職し、再度仕事を始めたいと思いつつも、もう一歩が踏み出せない女性の意識には、家族の生活に大きな変化をもたらすことへの不安、また働く上で家族や周囲への理解や協力が得られるかどうかの不安、さらに組織の一員として責任を持って働いていくことへの不安が根底にあります。しかし1人の社会人として働く以上、時には自分の思い通りにはいかないことを理解し、人間関係の葛藤も自分の力で乗り越えていく力が必要です。

今回の就職サポートセミナーは、就職活動の前段階で悩みを抱えている女性のための「準備編」として、とみなが明子さん(フェミニストカウンセラー)を講師にお迎えし、アサーティブコミュニケーション(自他共に尊重しあいながら、人間関係を築く方法)を通して、自分らしい自己表現について学びました。2日間の連続講座でしたが、ワーク等を通して、楽しく学べる場となりました。また、女性が自由に自己表現できない背景には、「女性は女性らしく」といったジェンダー規範があることにも気づかされる内容でした。

女性センター相談室のご案内



ひとりで悩んでいませんか？

TEL (092) 918-1311

夫婦のこと(DVや離婚など)、家族のこと、職場のこと(人間関係、セクハラ、パワハラなど)相談は無料です。秘密は守ります。

※面接相談は予約が必要です。
法律相談は、相談日の2週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (休館日、祝日除く)
女性弁護士による法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

<発行>：筑紫野市市民生活部男女共同参画推進課
〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3 (生涯学習センター内)
TEL：092-918-1311 FAX：092-923-0416 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp